

介護老人保健施設 料金表

介護老人保健施設 もも太郎(老人保健施設)

多床室 (単位:円)

要介護度	保険給付の 1割負担額	サービス提供 体制強化加算II	*食費	*居住費	*日用品費	*教養娯楽費	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
要介護 1	813						
要介護 2	862						
要介護 3	915	12	1,380	320	100	実費 (選択)	
要介護 4	969						
要介護 5	1,022						
利用料金	(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)						

個室 (単位:円)

要介護度	保険給付の 1割負担額	サービス提供 体制強化加算II	*食費	*居住費	*日用品費	*教養娯楽費	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
要介護 1	734						
要介護 2	783						
要介護 3	836	12	1,380	1,640	100	実費 (選択)	
要介護 4	890						
要介護 5	943						
利用料金	(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)						

※認知症専門棟入所の方は、個人負担額に76円追加されます。
※この他にも、加算される場合があります。詳しくは担当職員にお尋ねください。

(平成23年5月1日現在)

※食費、居住費に関しては、利用者負担段階の区分によって決まります。

区分	対象者	食費負担 限度額／1日	※滞在費負担限度額	
			多床室／1日	個室／1日
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉 年金受給者生活保護受給者	300	0	490
第2段階	市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	390	320	490
第3段階	市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入が80万円超266万円 未満の方利用者負担第2段階以外の方	650	320	1,310
第4段階	上記以外の方	1,380	320	1,640

介護老人保健施設 料金表

短期入所療養介護施設 もも太郎

多床室（単位：円）

要介護度	保険給付の 1割負担額	サービス提供 体制強化加算II	*食材費	*滞在費	*日用品費	*教養娯楽費
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
要介護 1	845					
要介護 2	894					
要介護 3	947	12	朝食:360 昼食:500 夕食:520	320	100	実費 (選択)
要介護 4	1,001					
要介護 5	1,054					
利用料金	(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)					

個室（単位：円）

要介護度	保険給付の 1割負担額	サービス提供 体制強化加算II	*食材費	*滞在費	*日用品費	*教養娯楽費
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
要介護 1	746					
要介護 2	795					
要介護 3	848	12	朝食:360 昼食:500 夕食:520	1,640	100	実費 (選択)
要介護 4	902					
要介護 5	955					
利用料金	(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)					

※認知症専門棟入所の方は、個人負担額に76円追加されます。
 ※送迎希望の方は、個人負担額に片道184円加算されます。
 ※この他にも、加算される場合があります。詳しくは担当職員にお尋ねください。

（平成23年5月1日現在）

※食費、居住費に関しては、利用者負担段階の区分によって決まります。

区分	対象者	食費負担 限度額／1日	※滞在費負担限度額	
			多床室／1日	個室／1日
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者生活保護受給者	300	0	490
第2段階	市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390	320	490
第3段階	市町村民税世帯非課税であって課税年金収入が80万円超266万円未満の方利用者負担第2段階以外の方	650	320	1,310
第4段階	上記以外の方	1,380	320	1,640

介護老人保健施設 料金表

通所リハビリテーション もも太郎(デイケア)

(6時間以上8時間未満1日 単位:円)

要介護度	保険給付の 1割負担額	入浴介助	食材費	*日用品費	*教養娯楽費
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
要介護1	688				
要介護2	842				
要介護3	995	50	500	150	実費 (選択)
要介護4	1,149				
要介護5	1,303				
利用料金	(1) + (2) + (3) + (4) + (5)				

※この他にも、加算される場合があります。詳しくは担当職員にお尋ねください。